

2024年6月27日

明治ホールディングス株式会社

代表取締役社長 川村 和夫 様

株式会社明治社長 松田 克也 様

第15回 明治ホールディングス株式会社 株主総会に対する「事前質問書」

賛同株主 代表

株主 小関 守 株主 松下 秀孝

株主

株主 株主

株主

はじめに

明治ホールディングス株式会社(以下、「明治HD」という)の第15回株主総会に対し、趣旨に賛同される株主の連名で提案と質問書を事前に提出します。

私たちは、明治乳業と明治製菓の「経営統合」以前の旧明治乳業時代から、賛同株主の連名で株主総会に向け「事前質問書」を提出し、明治HDの発展を願い、時々の「経営方針及び経営理念」や「社会的責任が厳しく問われる食品の不祥事多発、社員の死亡事故などの原因解明と再発防止策を提起してきました。

さらに、社員に対する人権侵害や賃金昇格差別など、現在係争中の明治乳業賃金昇格差別争議の話合い解決を求め、株主総会で質問し労使の話合いによる和解解決を提案してきました。他の大企業も同様の争議を抱えていましたが、これまでにすべて話合いで解決しています。国連は、「ビジネスと人権」に関わる指導原則に基づき、企業による人権侵害を許さず救済を求めています。

しかし、貴殿ら歴代の経営陣は質問項目に対して真面な回答を行わず、極めて異常な対応に終始しています。株主が提起する経営の根幹に関する質問に、正面から誠実に答えない姿勢は株主軽視であり絶対に許されないことです。

改めて、「事前質問書」に対する真摯な検討と誠実な回答を求めます。

1. 明治HDの売上高低迷、海外売上高比率停滞、株価下落原因究明と経営責任の解明を求めます

1) 明治乳業と明治製菓は2009年に経営統合し、明治HDが誕生しました。

統合の目的は、相乗効果の発揮と海外展開です。相乗効果で売上高1.5兆円企業をめざす、国内市場縮小のなか海外展開で市場開拓すると宣言しました。その結果は、経営統合から14年が経過する現在でも、売上高1.1兆円台、海外売上高比率は6%台(株:明治)と2目標とも成就せず、明治HDは低迷しています。

明治HDの2024年3月期決算は、売上高4.1%増、営業利益11.8%増、経常利益2.5%増、しかし純利益は27%減の大幅減益です。4月9日の決算発表日の株価は、業績を反映し、前日比-121.0円でした。

同日の食品銘柄は、グリコが+25円、森永乳業+29円、雪印メグ+17円、キリンHD+51.5円等となっています。

① 明治HDがここまで不調に陥った原因について、「タイムバンク証券」は8項目に分析していますが、2点だけ取り上げます。「海外展開の遅れ、海外比率は6%で利益は赤字、中国への投資で失敗。」「成長のストップ、売上は横ばい、利益は減益傾向」として、「成長は2016年以降ストップしています。売上はほぼ横ばいでゼロ成長です。成長施策が空回りした結果、投資家から見放されてしまいました（タイムバンク証券 2023.04.01の抜粋）」と分析していますが、経営陣の認識と経営実績に対する見解を求めます。

② 川村和夫社長に託された「最大の課題はグローバル化の加速だ。高い成長が見込めるアジア市場の開拓に手腕が問われる」と日経が報道しています。

株主、社員などステークホルダーから経営責任を問う、怨嗟の声が止みません。株価低迷の原因と責任についての認識と見解を求めます。

また、売上高低迷、海外展開失敗の原因と責任について、川村和男社長に答弁を求めます。

2.企業倫理が問われる看過できない不祥事について答弁を求めます

1) (株)明治の 関西工場「明治牛乳」回収事件に関する質問

大阪府（食の安全推進課）は、2023年11月6日に採取した(株)明治関西工場が製造した宅配用「明治牛乳」（180ml罐）に、食品衛生法違反の抗菌剤「スルファモノメトキシシン」（科学的合成品たる抗菌性物質）が混入していたとして、11月10日に4万4577本の回収命令を発出しました。さらに、(株)明治は「明治ブルガリアヨーグルトLB81プレーン（400g）」にも、同抗菌剤含有の可能性があると、11万7618個の自主回収を発表しています。

検出された抗菌剤「スルファモノメトキシシン」は、科学的に合成された薬品であり、乳等省令では「科学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない」と規定されているもので、食品衛生法違反の事件です。

発生後に(株)明治（お客様センター）に問い質したところ、(株)明治は、「工場入荷時の検査は行っておらず、義務付けられてもいない」、「抗生物質検査は実施しているが、その試薬では検出できない」との回答でした。

- ① 「含有してはならない」と規定される物質でありながら、「義務付けられていない。検査対象にしていない」等は、「安全・安心」を提供する社会的責任に照らし許されるものでしょうか。経営陣の認識と見解を求めます。
- ② 大阪府も、「工場での受け入れ時検査は義務付けていない」と回答するなど、「食品衛生法違反」で回収命令を発していながら極めて曖昧な見解です。行政と食品企業とで基準の明確化が必要と考えますが、見解を求めます。

2) (株)明治製品の訪問販売業者「布亀株式会社」への行政処分に関する質問

消費者庁は3月26日付で、(株)明治の牛乳、乳製品を戸別訪問の契約に基づき宅配する、訪問販売業者の布亀株式会社（兵庫県西宮市）に対し、特定商取引法違反で、6カ月の一部業務禁止命令の行政処分を発しました。

布亀の「宅配商品」の案内には、「明治が開発する確かな商品を通し、皆様の健康ニーズにお応え致します。」等と紹介し、住宅街などでの訪問販売を行う従業員は、「Meiji」のマーク入りジャンパーを着用して訪問販売を行っているのであり、消費者は当然ながら「明治の訪問販売」と認識します。

- ① 行政処分の概要は、「判断力の無い高齢消費者に売買契約を強要した」などが違反行為ですが、これらの不正行為が直近3年間だけでも全国の消費者センターに450件以上も寄せられているといえます。販売委託の(株)明治は、明治の看板を背負って行われている反社会的強引な売買契約などを承知の上で、広範囲に及ぶ訪問販売を布亀に委託しているのですか、明確な答弁を求めます。
- ② 明治グループ企業行動憲章は「お客さまとともに」の項で、「高品質で安全な製品・サービスや適切な情報の提供を通じて、お客さまの信頼と満足の獲得に努めます」と定めますが、消費者の病や身体的障害につけ込み、強引に契約させる等の行為を繰り返していた「布亀」に対する見解と、今後の委託契約の在り方など、消費者の信頼回復に向けた経営陣の答弁を求めます。

3. 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、明治グループ「企業行動憲章」、中労委命令「付言」に基づいた、労働争議の話し合い解決に向けた提案

1) 40年にも亘る賃金昇格差別争議の未解決は、極めて深刻な人権問題です

明治乳業争議に関する株主総会での会社答弁は、質問の主旨を意図的に歪め「最高裁が市川事件、全国事件とも申立人等の上告を棄却・不受理決定とし、不当労働行為の事実はないとした司法判断が確定しております。」と身勝手な答弁を繰り返し、あたかも不当労働行為がなかったかのように、また、争議が終結したかのように述べています。

しかし、司法判断で確定したのは、単年度審査での4件(市川事件2年分3件、全国事件1年分1件)であり、都労委に残る39事件の審理はこれからです。

申立人ら集団と他の集団との賃金格差は、10年間で約1,000万円(1年間で3ヶ月分相当の格差)です。申立人らの審査請求は、全事件併合が前提の「大量観察方式による集団間格差」の認定・判断ですが、先行した事件では単年度審査にすり替えられ、年度を超えて拡大し累積する格差の実態や、長期に継続する不当労働行為の全体像が正確に認定されず、単年度だけの格差判断で「やや低い」等の誤った認定となり、不当命令や判決が続き救済されませんでした。

① 明治事件で司法判断が確定したのは単年度審査による4事件だけです。

都労委に残留する39事件の審査では、全事件の併合を前提に差別事件本来の審査手法に基づく審理が、今年の9月には終結する見通しとなります。

しかし、本件には中労委命令「付言」(2017年1月)の到達点があります。経営陣が中労委命令「付言」を真摯に受け止め、その内容に基づく話し合いが実現するならば、都労委審理を待つことなく異常な長期争議の全面解決は可能です。改めて、経営陣の賢明な判断を強く求めます。

② 先行した全国事件で、国の機関である中央労働委員会は命令の中に「付言」を特記し、「会社は、信条や組合活動を問うことなく、従業員を公平・公正に取り扱うべき義務を負っていた」と説示して「非難を免れ得ない」と指弾し、職分・賃金格差の存在は「紛れもない事実」と断定しました。その上で、「互譲の合意をもって」話し合い解決を求め、殊に会社には「大局的見地に立つ」ことを期待しました。膠着状態で長期化している当事件で、解決する最も現実的な道筋は中労委命令の立場を履行し、話し合いで解決することです。

私たち株主は、中労委命令「付言」に基づく解決を強く望んでいますが、重大な人権問題である長期争議の解決について、経営陣の答弁を求めます。

2)「人権尊重の企業責任」が問われる時代に相応しい企業風土の醸成が必要です

2000年の国連「グローバル・コンパクト」10原則の発足や、2011年のビジネスと人権に関する指導原則の採択を機に、企業にも人権保護の責任が求められています。人権侵害を放置する企業は国際的に立ちゆかない時代です。

「ビジネスと人権に関する指導原則は、国連の人権理事会において全会一致で支持された文書です。「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されています。

昨年、ビジネスと人権に関する指導原則に基づき、国連調査団がはじめて人権後進国の日本に人権侵害を是正する立場で国、企業などに調査に入りました。
(株) 明治の人権侵害も調査対象になり、その結果も公表されます。

明治グループは「企業行動憲章」に人権の尊重を掲げ、「すべての人が生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であることを強く認識して企業活動を営んでいます。今後も人権尊重の取り組みをグループ全体でいっそう推進し、その責務を果たしていきます。」と宣言しています。

① (株) 明治における現実の企業活動は人権が尊重されているとは云えません。

半世紀以上に亘って労働争議は絶えず、現在でも「労働組合活動が理由の人権侵害と差別の是正」を求めた争議が40年も続くなど、明治グループも支持し尊重するとしている国際規範や「企業行動憲章」と、企業活動上の人権侵害の「負の遺産」である労働争議など、現実との隔たりは極めて深刻です。

国際規範や企業行動憲章との隔たりについて、経営陣の見解を求めます。

② 明治事件には、裁判所等から7回にも及ぶ和解の提起がありましたが、会社はすべて拒否しています。申立人らは80歳代となり、64名中27名(42%)が死亡するなど、人道上も許されない人権侵害事件になっています。

国際市場での飛躍が重要課題となるなか、さまざまな経営リスクの発生を回避・軽減するために、リスクマネジメント体制が確立されていますが、生命と健康を届ける企業イメージからして、人権否定の差別争議が続いていることは、企業活動上の重大リスクです。経営陣の認識について答弁を求めます。

現経営陣の判断による、40年に亘る人権争議の全面解決を強く求めます。

おわりに

1) 今期株主総会は、株価低迷の経営責任や経営に関する株主の疑問や不信に対する、経営陣の誠実な対応が厳しく求められています。「質問を1～2点に限定」とか「発言者数の規制」など、株主の発言が過度に制限されることのない総会運営を予め強く求めておきます。

2) 上記、「事前質問書」に賛同されている株主は、下記の方々です。

■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、
■■■■■

以上